



弁理士会館雑考

副会長 松尾 憲一郎



- 1 共同訴訟代理権を取得するための能力担保研修の開始と共に、研修場所の問題も浮上してきました。東京では、約550名が弁理士会館で受講しています。
弁理士会館の従来の使用ルーチンに加えて、能力担保研修の使用日程が組み込まれるため今や弁理士会館は満杯と言ってもよい状態です。
しかも、弁理士の急激なる増加と、今後も毎年続く能力担保研修などを考えますと、弁理士会館の拡張は差し迫った問題として考えざるを得ない状況となっています。
- 2 このような状況にある弁理士会館の生立ちを簡単に追ってみましょう。
弁理士会館は1915年(大正4年)に特許局内に弁理士事務所が設置されたのが始まりで、1937年(昭和12年)に弁理士会館建設のための委員会が設置されました。
遡ること約65年前に自前の会館建設の気運がはじけたのです。
それから約25年後の1962年(昭和37年)に初の弁理士会館が竣工しました。
更にそれから約25年後の1988年(昭和63年)に現弁理士会館が竣工しました。
約4半世紀毎の建て替えを経て現弁理士会館に至っているのは興味深いことです。4半世紀とは我々業界の変動スパンであるのかも知れません。
しかしながら、今、現弁理士会館竣工後「15年」も経ずして会館拡張問題が浮上してきたところに、業界の激変ぶりが窺えます。
- 3 現在の弁理士会館を概観してみます。
現在地に弁理士会館が建設された経緯には、実は先輩弁理士のすさまじい獲得闘争と必死の建設努力がありました。
(財)商工会館から土地を賃借し、この土地に(財)商工会館と日本弁理士会とが共同で建物(現弁理士会館)を建設することになったのです。従いまして、日本弁理士会は現会館の地下1階・地上1階(約半分)・2階および3階を所有し、(財)商工会館は地上1階(約半分)・地上4~8階を所有していることとなります。
このような会館建設に際して最大の問題は建設資金でした。
旧弁理士会館では、会員約1,100名の中で弁理士会館建設特別会費に関する規程が設けられて資金充当がなされましたが、現弁理士会館では会費値上げによる4,000円が原資とされました。数年前に借入金も完済され今は次の会館の新たな企画が必要な時期となっています。
- 4 1985年(昭和60年)の会館特別委員会委員長の鈴江武彦先生は、現弁理士会館の建設趣旨の中で「新しい会館を建設せずに部屋を借りることも考えられるが、しかし借室の場合においても2乃至3年毎の家賃の値上げ交渉問題、その他改修問題、内装変更時など常に問題が付きまとうので借室の方が一概に楽であるとはいえない」と述べられています。加えて会館は日本弁理士会の将来の資産価値としての評価も見逃せないところです。
また、建設資金を支払う会員が損をして将来の会員が使用得をするのではないかという問題もありましたが、会館は古くなるものであり当然建て替えとか修理とかで費用がかかる事態が必然的に発生するのであるから常に会員は係わり合いを持たざるを得ないのであり、これは会館建設に本質的な問題ではないとも説いておられます。
社会状況は変化しても同趣旨の問題は現弁理士会館から次の新弁理士会館への移行問題に当てはまります。
現弁理士会館竣工当時の弁理士会館会長・故長谷川穆先生は「新しい酒は新しい皮袋に」の古諺を引用されて会館竣工と同時に当時の弁理士法改正問題を説いておられます。
歴史は繰り返すと申しますが、現弁理士会館の竣工に当たっての当時のご指摘がそっくり今の新弁理士会館への移行問題に当てはまるようです。
竣工当時の長谷川弁理士会館会長がいみじくも説かれた「会館竣工と弁理士法改正問題」が、内容は時代の変遷によって大きく異なりますが知的財産立国の今の時代にパラレルに一致するのは偶然の符合ではないような気がします。
このように我々の先輩が旧弁理士会館、現弁理士会館と建設された苦労を考えると我々もこれを受け継いで会員が一丸となってこれからの新会館のあり方について真摯に検討すべきです。
「会館は自分達の誇りである」という認識を肝に銘じながら、知的財産隆盛のこの時代にこそ「新しい酒は新しい皮袋に」入るような新弁理士会館問題が検討されることを願わないではおれません。